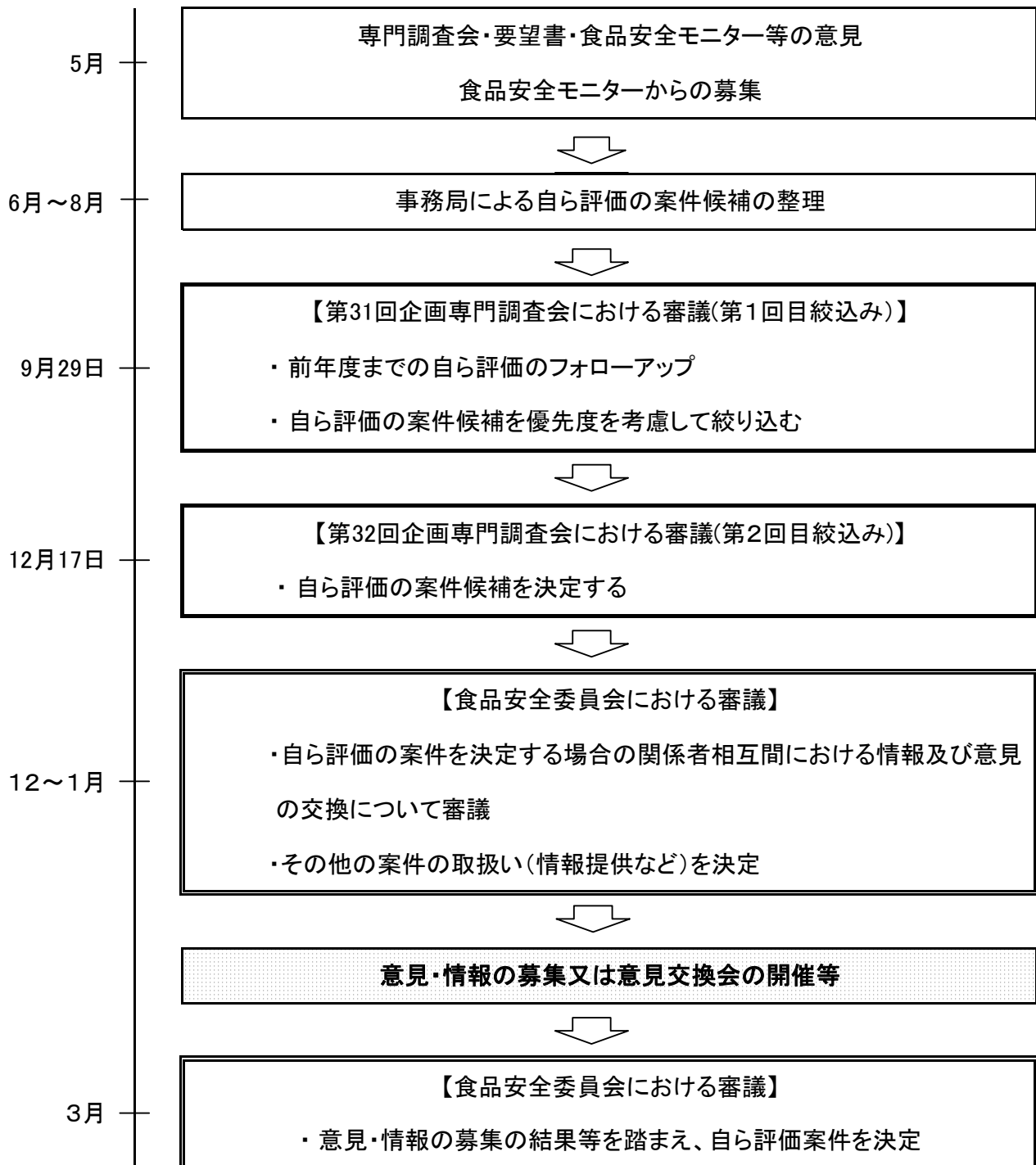


平成 21 年度自ら評価案件選定手続等について

- 1 平成 21 年度自ら評価案件の決定までのフロー・・・・・・・・・・ 1
- 2 委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画専門調査会に提出する資料に盛り込む事項（平成 16 年 5 月 27 日食品安全委員会決定・・・・・・・・ 3
- 3 企画専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定の考え方（平成 16 年 6 月 17 日食品安全委員会決定）・・・・・・・・・・ 5
- 4 <平成 21 年度>自ら評価案件候補一覧・・・・・・・・・・ 7
- 5 <平成 21 年度>調査審議の対象とならなかった案件及びその事由・ 9

平成21年度自ら評価案件の決定までのフロー(案)



※ 企画専門調査会における審議後、必要に応じ、事務局においてリスク管理機関等の関係者への説明や評価サイド(専門調査会を含む。)の考え方の整理を行う。

※ 自ら評価の案件を決定する場合の関係者相互間における情報及び意見の交換については、案件の性質や件数に応じて、意見・情報の募集や意見交換会等の手法を検討する。

**委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し
企画専門調査会に提出する資料に盛り込む事項
(平成 16 年 5 月 27 日食品安全委員会決定)**

食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画専門調査会に提出する資料には、以下の事項を盛り込むものとする。

① 食品健康影響評価対象候補を選定するための調査審議の対象案件

I の 1. から 4. までに掲げる情報のいずれかに該当するもの（II に掲げる除外事由のいずれかに該当するものを除く。）

② ①の対象案件とならなかった案件及びその事由

I の 2. の (1)、3. の (1) 又は 4. に掲げる情報に該当するが、①の対象案件とならなかった案件及びその案件が該当した II に掲げる除外事由

I 対象案件の情報源

(関係機関、マスメディア等の情報)

1. 国内外の関係機関、マスメディア等から収集・整理した危害情報であって、以下のいずれかに該当するもの。

(1) 我が国において食品健康影響評価が行われていないもの

(2) 我が国において食品健康影響評価は行われているが、我が国が評価を行った際には得られなかった新たな科学的知見に基づき、海外において再評価を行ったもの又は規格・基準を変更したもの

(食の安全ダイヤル、食品安全モニター報告等の情報)

2. 食の安全ダイヤルや食品安全モニター報告等を通じて国民から寄せられた情報・意見であって、以下のいずれかに該当するもの。

(1) 評価を要請しているもの

(2) 我が国において食品健康影響評価が行われていないもの

(3) 我が国において食品健康影響評価は行われているが、我が国が評価を行った際には得られなかった新たな科学的知見に基づき、海外において再評価を行ったもの又は規格・基準を変更したもの

(委員会への要望書等の情報)

3. 委員会に文書で寄せられた要望・意見等であって、以下のいずれかに該当するもの。

(1) 評価を要請しているもの

(2) 我が国において食品健康影響評価が行われていないもの

(3) 我が国において食品健康影響評価は行われているが、我が国が評価を行った際には得られなかった新たな科学的知見に基づき、海外において再評価を行ったもの又は規格・基準を変更したもの

(外部募集により寄せられた情報)

4. 外部募集により委員会が自ら食品健康影響評価を行う必要があるとして寄せられたもの。

II 対象案件からの除外事由

(1) 食品安全委員会の食品健康影響評価やリスク管理機関での対応が適切に行われている場合

(例)

- ・既に食品健康影響評価が行われており、評価結果に基づきリスク管理機関において管理措置が講じられている場合
- ・リスク管理機関が規格基準等を制定している場合（現行の科学的知見に照らして基準の改定が必要と考えられる場合を除く。）
- ・リスク管理機関において試験研究等が行われている場合
 - ・リスク管理機関が食品健康影響評価を食品安全委員会に要請することを表明するなど、将来対応が行われることが想定される場合

(2) 外部募集等により寄せられた情報で、人の健康に対し悪影響を及ぼすおそれがあることを示す具体的な出所や根拠が示されておらず、また、食品安全委員会においても確認できない場合

(3) 過去に企画専門調査会で審議されたが対象候補にならなかったもの、又は対象候補として食品安全委員会に報告されたが食品健康影響評価が行われなかったもので、その後、新たな科学的知見が得られていない場合

(4) 食品健康影響評価を行うことが技術的に困難な場合

**企画専門調査会における
食品健康影響評価対象候補の選定の考え方
(平成16年6月17日食品安全委員会決定)**

企画専門調査会は、(1)の選定基準に掲げるいずれかの要件に該当するものの中から食品健康影響評価の優先度が高いと考えられるものを食品健康影響評価対象候補(以下「案件候補」という。)として選定し、食品安全委員会に報告する。

なお、上記の優先度は、国民の健康への影響の程度に照らして判断することを基本とするが、(2)に掲げる事由にも配慮して決定するものとする。

(1) 案件候補の選定基準

① 国民の健康への影響が大きいと考えられるもの

現在健康被害が生じていないが、今後被害が生じるおそれのあるもの、又は現在健康被害が顕在化していないが、今後被害の拡大が想定されるものを含む。

② 危害要因等の把握の必要性が高いもの

健康被害が生じているが、科学的知見が不十分であり、危害要因等の把握の必要性が高いもの。

(2) 案件候補の選定に当たっての配慮事由

① 評価ニーズが特に高いと判断される場合

食の安全ダイヤルなどに寄せられた情報等から国民の評価ニーズが特に高いと判断される場合

② 科学的知見が充足されている場合

食品健康影響評価を実施するに足る科学的知見があると判断される場合

＜平成 21 年度＞自ら評価案件候補一覧

一 調査審議の対象となるもの

- 1 カフェイン
- 2 アルミニウム
- 3 トランス脂肪酸
- 4 シガテラ毒

二 調査審議の対象とならないもの（除外事由に該当するもの）

- 5 増粘多糖類（特にカラゲナン）
- 6 食品容器フィルム包装の溶剤（トルエン）
- 7 調理中に生成されるアクリルアミド
- 8 食品添加物としての亜硝酸ナトリウム
- 9 食品残渣を利用した飼料で飼育した肉
- 10 日本が輸入する食品を生産するアジア諸国の野菜・穀物のカドミウム、ヒ素
- 11 ヒラメ毒
- 12 ナノマテリアル
- 13 食品添加物としての抗生物質（ナタマイシン）
- 14 豚インフルエンザウィルス
- 15 食用炭
- 16 グレープフルーツ種子抽出物から検出される合成抗菌剤（ベンゼトニウム、ベンザルコニウム、メチルパラベン等）
- 17 野菜等からの亜硝酸ナトリウム、硝酸カリウム、硝酸ナトリウムの複合摂取
- 18 家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌
- 19 金属製調理器具から溶出するクロム・ニッケル

＜平成21年度＞調査審議の対象案件とならなかった案件及びその事由

番号	評価課題	分類※1	除外事由 ※2	除外事由に 該当する根拠
5	増粘多糖類(特にカラゲナン)の食品健康影響評価	3(1)	(1)(2)	既存添加物名簿に収載 国内での健康被害に関する具体的な根拠等がない。
6	食品容器フィルム包装の溶剤(トルエン)の食品健康影響評価	2(1)	(1)	食品安全委員会で、トルエンの情報提供(H20)及び清涼飲料水中のトルエンの評価(H20)済。 TDI設定
7	調理中に生成されるアクリルアミドに関する発がん性の観点からの食品健康影響評価	2(1)	(1)	農林水産省、厚生労働省、食品安全委員会(H19)等で情報提供済
8	食品添加物としての亜硝酸ナトリウムの食品健康影響評価	2(1)	(1)	指定添加物として使用基準設定済み
9	食品残渣を利用した飼料で飼育した肉の食品健康影響評価	4	(1)	農林水産省で食品残渣利用飼料の安全性確保のためのガイドライン制定済(H18)
10	日本が輸入する食品を生産するアジア諸国の野菜・穀物のカドミウム、ヒ素の食品健康影響評価	3(1)	(1)	輸入農産食品中のカドミウム及びヒ素について厚生労働省においてはモニタリング検査により調査を実施
11	ヒラメ毒の食品健康影響評価	2(1) 2(2)	(2)	食中毒の原因として一部で噂されているが、その実態が不明であることや公衆衛生の面においても不明な事象
12	ナノ材料の食品健康影響評価	3(1)	(1)(3)	H19年に自ら評価の候補として検討された。H20厚生労働省調査を実施。H21調査事業実施予定
13	食品添加物としての抗生物質(ナタマイシン)の食品健康影響評価	4	(1)(2)	食品安全委員会で評価済(H17) 指定添加物として国内で使用が認められている。 国内での健康被害に関する具体的な根拠等がない。
14	豚インフルエンザウイルスに関する食品健康影響評価	4	(1)(2)	食品安全委員会委員長の見解を発表(H21.4)し、豚肉・豚肉加工品は安全であることを公表 国内での健康被害に関する具体的な根拠等がない。
15	食用炭に関する食品健康影響評価	2(1)	(1)(2)	既存添加物名簿に収載 国内での健康被害に関する具体的な根拠等がない。
16	グレープフルーツ種子抽出物から検出される合成抗菌剤(ベンゼトニウム、ベンザルコニウム、メチルパラベン等)に関する食品健康影響評価	2(1)	(1)(2)	グレープフルーツ種子抽出物は既存添加物名簿に収載。 国内での健康被害に関する具体的な根拠等がない。 異物混入であり管理の問題ではないかと思料
17	野菜等からの亜硝酸ナトリウム、硝酸カリウム、硝酸ナトリウムの複合摂取の食品健康影響評価	3(1)	(1)(3)	農林水産省で情報提供済。 食品安全委員会で自ら評価候補として検討(H19)の上、Q&Aを作成済。
18	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響評価	2(1)	(1)(4)	食品安全委員会で評価指針を作成し、一部評価済。要請に応じて順次評価予定 厚生労働省・農林水産省で使用基準設定、モニタリング検査実施 薬剤耐性菌については、非常に広範囲であるため、薬剤耐性菌全般で評価を行うことは技術的に困難
19	金属製調理器具からの溶出によるクロム・ニッケルの食品健康影響評価について	2(1)	(1)	水質汚濁防止法等で基準を設定済み。 清涼飲料水中の六価クロム及びニッケルについて評価要請あり。

※1 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補(案)の分類について

情報の種類／分類	我が国で評価が行われていないもの	我が国において評価が行われているが、海外において再評価を行ったもの	評価要請があるもの
関係機関、マスメディア等の情報	1(1)	1(2)	—
食の安全ダイヤル、食品安全モニター報告等の情報	2(1)	2(2)	2(3)
食品安全委員会への要望書等の情報	3(1)	3(2)	3(3)
外部募集により寄せられた情報	—	—	4

※2 対象案件からの除外事由について

食品安全委員会の食品健康影響評価やリスク管理機関での対応が適切に行われている場合	(1)
外部募集等により寄せられた情報で、人の健康に対し悪影響を及ぼすおそれがあることを示す具体的な出所や根拠が示されておらず、また、食品安全委員会においても確認できない場合	(2)
過去に企画専門調査会で調査審議されたが対象候補にならなかったもの、又は対象候補として食品安全委員会に報告されたが、調査審議の結果、食品健康影響評価を行うこととならなかったもので、その後、新たな科学的知見が得られていない場合	(3)
食品健康影響評価を行うことが技術的に困難な場合	(4)